

電気通信大学情報基盤センター運営委員会規程

平成18年 4月 1日

改正

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成22年 7月21日

平成22年12月21日

平成23年 7月20日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学情報基盤センター規程第7条第2項の規定に基づき、電気通信大学情報基盤センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、電気通信大学情報基盤センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 業務計画の基本方針に関すること。
- (3) センター運営の予算に関すること。
- (4) 全学のソフトウェアの利用及び適切な管理に関すること。
- (5) センターの構成員に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長が指名する理事又は職員
- (4) 情報理工学域長
- (5) 大学院情報理工学研究科長
- (6) 大学教育センター長
- (7) eラーニングセンター長
- (8) 教育研究技師部長
- (9) 情報基盤センター担当の専任教員
- (10) 学術国際部長
- (11) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第5条の2 副センター長をもって、副委員長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者としての職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、学術国際部学術情報課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 電気通信大学総合情報処理センター運営委員会規程（平成元年6月7日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。